

寒川町町税条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (寄附金税額控除の対象となる寄附金) 第14条の2 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げるものとする。 (1) (略) (2) <u>所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託(神奈川県知事又は神奈川県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。)</u>の信託財産とするために支出した金銭であって、同項の規定により<u>特定寄附金とみなされるもの</u> (3) (略) 2 (略) ～ 略 ～ (制定附則) 附 則 1～9 (略) (耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告) 10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第13項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定	～ 略 ～ (寄附金税額控除の対象となる寄附金) 第14条の2 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げるものとする。 (1) (略) (2) <u>所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> (3) (略) 2 (略) ～ 略 ～ (制定附則) 附 則 1～9 (略) (耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告) 10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第18項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 施行規則<u>附則第7条第18項</u>に規定

する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。 (1)～(3) (略) (加える) (4) <u>法附則第15条第25項第2号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 4分の3</u> (5) <u>法附則第15条第25項第3号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</u> (6) <u>法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合 3分の1</u> (7) <u>法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合 3分の2</u> (8)・(9) (略) 12～25 (略) ～略～	する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。 (1)～(3) (略) (4) <u>法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 7分の6</u> (5) <u>法附則第15条第25項第3号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 4分の3</u> (6) <u>法附則第15条第25項第4号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</u> (削る) (7) <u>法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合 3分の2</u> (8)・(9) (略) 12～25 (略) ～略～ (改正附則) <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の2第1項第2号の改正規定は、公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。</u> <u>(町民税に関する経過措置)</u> 2 <u>所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前項ただし書による改正後の寒川町町税条例第14条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)</u>
--	---

	<u>の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。</u> <u>(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)</u> <u>3 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の寒川町町税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</u> <u>4 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。</u>
--	--